

玉野市市章の使用に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の公益に資するため、本市を象徴する標章である玉野市市章（昭和16年玉野市告示第15号。以下「市章」という。）を本市の機関以外の者が使用する場合における取扱いについて必要な事項を定め、シティプロモーションの推進につながる地域活動又は商業活動への支援に寄与することを目的とする。

(使用者)

第2条 市章を使用できる者は、法人、組合、協会及び自治会等（以下「団体等」という。）とし、個人による使用は認めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体等は対象としない。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等に関連した団体等
- (2) 特定の公職者又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体等
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係を持つ団体等
- (4) その他市章を使用することが適当でないと市長が認める団体等

(使用の申請)

第3条 市章の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の市章使用承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、本市の機関が本市の事務又は事業において使用する場合は、この限りでない。

- (1) 市章の使用形態、大きさ、色及び形状を記載した書類
- (2) 市章を使用する事業又は活動（以下「事業等」という。）の内容を記載した書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(承認の基準)

第4条 市章の使用を承認する基準は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 第1条の目的を達成すると認められる申請者が行う事業等であること。
- (2) 本市の施策の推進上有益であると認められる事業等であること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、市章の使用が次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると認めるときは、市章の使用を承認しない。

- (1) 市章の意義を妨げること。

- (2) 本市の信用又は品位を損なうこと。
- (3) 自己の標示に使用すること。
- (4) 選挙活動その他の政治的な事業等に使用すること。
- (5) 宗教的な事業等に使用すること。
- (6) 暴力団及び暴力団員並びにこれらに準ずる者の利益になること。
- (7) 人権侵害につながることを。
- (8) 法令又は市例規に違反する事業等に使用すること。
- (9) 公序良俗に反すること。

(使用の審査)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があった場合は、その内容をすみやかに審査し、承認の可否を決定するものとする。ただし、当該申請の内容に営利活動を伴う事業等が含まれると認めるときは、第10条の市章使用審査検討会を開催し、意見を聴取するものとする。

2 市章の使用を許可する期間は、市章の使用内容に応じ、その都度、市長が定める。

3 市長は、市章の使用を承認するときは、次の各号に掲げる条件を付して所定の通知書により申請者に通知するものとする。

- (1) 市章を使用した物品を製造する場合は、本市が当該物品を指定し、又は推奨しているかのような誤解を生じさせないため、当該物品への表示又は説明の措置を講ずること。
- (2) 市章の使用に係る物品の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (3) 市章を使用した物品を販売する場合は、販売期間、販売方法及び販売場所を厳守すること。
- (4) 市章を使用する権利を第三者に譲渡し、又は貸してはならないこと。
- (5) 市章を使用した物品について商標登録をしてはならないこと。
- (6) 定められた市章の形状、配置等を正しく表示すること。ただし、材質その他のやむを得ない事情により正確な表示が困難な場合は、市長が認める限度で表示することができる。
- (7) 市章の使用においては、市章のイメージを損なうような形状の変更又は配置をしないこと。
- (8) 関係法令及びこの要綱を遵守すること。

4 市長は、市章の使用を承認しないときは、不承認の理由を付して所定の市章使用不承認決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用内容の変更)

第6条 前条第3項の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該承認を受けた使用の内容を変更しようとするときは、速やかに所定の申請書に変更しようとする内容を記

載した書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する変更の申請に係る手続については、前条の規定を準用する。ただし、変更の内容が軽微であって、第3条に規定する承認の基準に影響がないものと認められるときは、前条第1項に規定する審査を省略することができる。

(使用結果の報告)

第7条 使用者は、市長が市章の使用に係る結果の報告を求めた場合は、速やかに報告しなければならない。

(承認の取り消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する承認の基準を満たさなくなったとき。
 - (2) 第5条第3項各号に掲げる条件に違反したとき。
 - (3) 申請の内容に虚偽又は不正があったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上の理由により使用を不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消した場合は、理由を付して所定の通知書により使用者に通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、市章を使用してはならない。この場合において、当該承認を取り消された者は、既に市章を使用した物品を回収するよう努めなければならない。
 - 4 市は、承認の取り消しに伴い使用者に生じた損失を補償しない。

(損害賠償等)

第9条 市章の使用により生じた第三者からの損害賠償請求その他一切の責任は、使用者が負うものとし、市は、いかなる場合においてもその責任を負わない。

- 2 前条の規定により承認を取り消された者は、その使用に伴って本市に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

(市章使用審査検討会)

第10条 第5条第1項ただし書に規定する申請に係る審査を行うため、市章使用審査検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

- 2 検討会は、次に掲げる事項を審査する。
 - (1) 第4条に規定する承認の基準を満たしていること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市章の用途又は目的を妨げないものであること。
- 3 検討会の構成員は、総合政策部長、総務部長、秘書広報課長、政策企画課長、総務課長とす

る。

- 4 検討会の議長は、総合政策部長をもって充てる。
- 5 議長は、必要があると認めたときは、検討会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 議長は、審査に係る意見を市長に報告するものとする。
- 7 検討会の庶務は、秘書広報課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、市章の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。